

4月1日より児童手当制度が拡充されました

認定請求書に必要な添付書類

拡充の内容

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後の最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後の最初の年度末）までに拡大され、併せて所得制限が引き上げられます。

認定請求の手続きが必要となります

新たに、児童手当を受けようとする児童の保護者については、町福祉課（公務員の方は勤務先）で、認定請求の手続きが必要となります。なお、改定に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたもの限り、特例的に4月1日（又は支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。



小学校4年生の児童がいる保護者の方へ

（平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ）

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。（4月以降も引き続き支給されます）

小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の方へ

（平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ）

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要です。

これまで所得制限により児童手当を受給していない保護者の方へ

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

自営業の方

596。3万円未満

4月から780万円未満

サラリーマンの方

780万円未満

4月から860万円未満

所得には一定の控除があります。また、所得制限限度額は年によって変更されることがあります。

具体的な所得制限限度額は左記のとおりです。

平成18年度所得制限限度額

扶養親族等の数	自営業者（国民年金加入者）	サラリーマン等加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額

扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額

お問い合わせ

福祉課
☎8411111（内線237）



・健康保険被保険者証等の写し（申請者が厚生年金等加入者の場合）
・所得証明書（本町にその年の1月1日に住所がなかった場合）等になります。
詳しくは福祉課（公務員の方は勤務先）にお問い合わせください。